

平成16年4月1日以降に開始する事業年度に係る申告については、本県の税率は次のとおりです。

1 道府県民税

イ 法人税割 5.8%

ただし、資本金の額又は出資金額が一億円以下の法人(保険業法に規定する相互会社、資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社及び投資信託に関する法律に規定する投資法人を除く。)で、かつ、法人税割額の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下の法人は、5.0%
※
※事業年度が1年に満たない法人については、1,000万円に月数を乗じて得た額を12で除して得た額と読み替えてください。(月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じた時は、1月とする。)、他の都道府県に事務所又は事業所を有する場合は、分割される前の額

ロ 均等割

資本金等の額が1,000万円以下である法人又は公共法人及び公益法人等	年額	20,000円
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	//	50,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	//	130,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	//	540,000円
資本金等の額が50億円を超える法人	//	800,000円

2 事業税

イ 収入割 (収入金課税法人)

0.7% (H20年10月1日以降に開始した事業年度) (※2)

1.3% (H20年9月30日までに開始した事業年度)

ロ 所得割 (取得金課税法人)

所得金額の区分	特別法人	外形標準課税対象法人	その他の法人
所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	1.5%	2.7%
	5%	3.8%	5%
所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得 (※3)	3.6%		
	6.6%		
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額		2.2%	4%
		5.5%	7.3%
所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 (※3)		2.9%	5.3%
		7.2%	9.6%
軽減税率不適用法人 (※1)	3.6%	2.9%	5.3%
	6.6%	7.2%	9.6%

各区分 (上段) H20年10月1日以降に開始した事業年度に適用 (※2)

(下段) H20年9月30日までに開始した事業年度に適用

(※1) 3以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人

(※2) 法人事業税分と併せて地方法人特別税を申告納付します。課税標準(税率)は以下のとおりです。

外形標準課税法人の所得割額 (148%)、外形標準課税法人以外の所得割額 (81%)

収入金額課税法人の収入割額 (81%)

(※3) 平成22年度税制改正より、清算所得課税が廃止され、平成22年10月1日以後に解散する法人については、通常の所得課税の税率が適用されます。

ただし、租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人については、所得のうち年10億円を超える金額について、H20年9月30日までに開始した事業年度は、7.9%、H20年10月1日以降は、4.3%になります。

外形標準課税対象法人については、付加価値割、資本割をあわせて申告納付します。

ハ 付加価値割 (外形標準課税対象法人) 0.48%

ニ 資本割 (外形標準課税対象法人) 0.2%